

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生企第959号

令和4年12月14日

SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について（通達）

SNSに起因して犯罪被害にあった児童数は高水準で推移しており、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害に発展するおそれが認められる。

こうした状況に対応するため、これまで、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和4年5月23日付け熊生企第452号。以下「旧通達」という。）により児童の保護を図ってきたが、SNS上の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの種類は多岐にわたっており、より一層適切に対応していくため、別添「SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の実施要領」のとおり対応することとしたので、効果的な推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の実施要領

1 注意喚起・警告活動の実施

(1) 注意喚起・警告活動の目的

児童の性被害等防止対策をより効果的に推進していくため、SNS上の不適切な書き込みに対して広範囲に注意喚起を行い、性被害等の未然防止を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

生活安全企画課（他の所属にあつては、サイバーパトロールによる対象とする書き込みの発見活動等を行うものとする。）

(3) 対象とするSNS

Twitterとする。

(4) サイバーパトロールの実施

Twitterを検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(5) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 児童と思料される者による書き込み

(ア) 児童と誘引者が対面する類型の書き込み

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を企図する児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、児童と誘引者が対面した上、性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

(イ) 児童と誘引者が対面しない類型の書き込み

児童ポルノ画像や着用済み下着の販売等、児童と誘引者が対面することはないものの、当該書き込みに起因して性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者による書き込み

誘引者による児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

ウ 地域性

投稿者が熊本県内居住の人物と認められる書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(6) 生活安全企画課への報告

対象とする書き込みを発見した場合は、その都度、「児童の性被害等に関する書き

込み発見報告書」(別記様式)により、生活安全企画課へ報告すること。

なお、発見した書き込みについては、時間が経過すれば削除されるなど実効性が薄れることから、速やかに報告すること。

(7) 生活安全企画課における注意喚起・警告の実施

警察署等から報告を受けた生活安全企画課は、当該書き込み内容を精査し、注意喚起・警告の必要性が認められた場合には、速やかに、生活安全企画課少年保護対策室の保有する公式アカウントを活用し、注意喚起・警告用の投稿文を返信の上、別紙の注意喚起・警告用の画像を貼付すること。

なお、メッセージの投稿は、生活安全企画課のみとし、警察署等にあっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いてのメッセージの投稿は行わないこと。

(8) 注意喚起・警告用の投稿文の内容

注意喚起・警告用の投稿文については、投稿者に応じて次のとおりとすること。

ア 児童と思料される者への投稿文

(ア) 児童と誘引者が対面する類型の書き込み

警察からのアドバイスです。見知らぬ人は怖いです。性犯罪や誘拐などの事件に巻き込まれる危険があります。あなたを守れるのはあなたしかいません。

※些細な事でも構わないので下記相談窓口を利用してください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

(イ) 児童と誘引者が対面しない類型の書き込み

警察からの警告です。児童ポルノ画像を売ることや送ることは犯罪です。また、あなたの画像は、一生ネットから消えません。警察は、児童ポルノや下着を売る等の投稿を引き続きパトロールします。

※些細な事でも構わないので下記相談窓口を利用してください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者への投稿文

警察からの警告です。児童買春、児童ポルノの製造や、保護者の同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為等は犯罪です。

あなたがこれらの犯罪を犯した場合、警察は検挙の措置を講じます。

2 ボランティア等と連携した効果的なサイバーパトロールの実施

本活動に当たっては、熊本県警察サイバー少年補導員や大学生サイバー防犯ボランティア等に対して、対象となる書き込みの発見と警察への報告を依頼するなど、効果的なサイバーパトロールの実施に努めること。

3 注意喚起・警告活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合等の措置

注意喚起・警告活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込み

や自殺予告事案など児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に緊急開示要請するなどの調査を行うとともに、関係通達等に基づいて人命保護のための緊急の対処を開始すること。また、福祉犯被害に巻き込まれる可能性のある書き込みを発見した場合等、要保護児童の保護等の必要性が高いと判断した場合は、対象児童との交信等により速やかに児童の保護活動（以下、「交信による保護活動」という。）を実施すること。

なお、交信による保護活動の判断は、生活安全企画課において行うこととし、警察署独自で対象者との交信を開始しないように留意すること。

4 その他

SNSの利用に当たっては、熊本県警察における情報セキュリティに係る規定において定められる外部サービスの取扱いに係る規定を遵守の上、適切な運用に努めること。

※ 別記様式（略）